

# 平成31年度 II期選抜入学者募集要項

福島県立福島西高等学校  
〒960-8163 福島市方木田字上原37番地  
(電話) 024-546-3391  
(FAX) 024-539-5029

## 1 募集定員

課程	学科	募集定員
全日制	普通科	定員200名からI期選抜において入学確約書を提出した者の数を除いた数とする。
	デザイン科学科	定員40名からI期選抜において入学確約書を提出した者の数を除いた数とする。

## 2 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

## 3 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、I期選抜又は連携型選抜において合格内定の通知を受けた者は、出願することはできない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは平成31年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業者及び卒業見込の者」という。)
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者(「平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱(以下、「県実施要綱」という。)」の「第1 入学者募集 2 出願資格」の定めによる。)

## 4 出願方法

- (1) 出願は、1学科に限るものとする。  
ただし、デザイン科学科の志願者は、本校の通学区域、又は隣接する通学区域から出願する者に限り、本校の普通科を第二志望とすることができる。  
普通科を第一志望とする者が、デザイン科学科を第二志望とすることはできないので、入学願書の第二志望の欄には斜線を引く。
- (2) 中学校卒業者及び卒業見込の者は下記「5 出願に必要な書類」の(1)記載の出願書類を在学(出身)中学校長に提出し、中学校長はこれを受け下記5の(1)、(2)記載の出願書類を整え、本校校長に提出する。
- (3) 上記の「3 出願資格」の(2)に該当する者については、直接、本校校長に出願する。

## 5 出願に必要な書類

- (1) 志願者の提出する出願書類
  - ① 入学願書
  - ② 受験票用紙(受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの)
  - ③ 入学検定料納付済証明書用紙(II期選抜で入学検定料を納付する者のみが提出する。  
中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの)
  - ④ 入学検定料納付済証明書(I期選抜又は連携型選抜に出願し検定料を納入した者のみ)
- (2) 中学校長が提出する出願書類
  - ① 平成31年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。)
  - ② 志願者名簿
- (3) 上記「3 出願資格」の(2)に該当する者については「県実施要綱 第3 II期選抜の1 出願 8(2)」による。

## 6 出願等の期間

### (1) 出願期間

平成31年2月13日（水）から2月18日（月）までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、書留料と郵送料を合わせた512円分の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、平成31年2月18日（月）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

### (2) 出願先変更

平成31年2月19日（火）から2月21日（木）までの期間内で、1回に限り、出願先を変更することができる。

### (3) 調査書提出

平成31年2月22日（金）から2月25日（月）までとする。

※(1)、(2)、(3)とも受付時間は午前9時から午後4時までとし、(1)の最終日は、午前9時から正午までとする。ただし、(1)、(3)とも土曜日及び日曜日は受け付けない。

## 7 出願手続上の留意事項

### (1) 「入学願書」は、県所定の用紙を用いる。

また、入学願書の所定の場所に入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。ただし、志願者において消印しない。（Ⅰ期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに収入証紙を必要としない。）

なお、Ⅰ期選抜において定時制の課程の入学検定料を納付した者が出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

### (2) Ⅰ期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、Ⅰ期選抜又は連携型選抜の出願先の高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

### (3) 「調査書」は、「県実施要綱」に基づいた所定の様式を用い、当該中学校長が作成する。

### (4) 中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、「出願取消届」を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に、本校校長に提出する。それ以外の者は、「出願取消届」を、出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

### (5) 出願先を変更する場合

① 中学校卒業後及び卒業見込の者が、本校の学科間で変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に「Ⅱ期選抜出願先変更願」を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。それ以外の者は、直接、本校校長に提出する。

② 他の高等学校へ出願先を変更する場合には、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、Ⅱ期選抜出願先変更承認書及びⅡ期選抜出願先変更連絡書が必要となるため、「県実施要綱第3 Ⅱ期選抜の1 出願 12 出願先変更（2）」により手続きを行う。

③ すでに交付を受けた受験票は返還する。

### (6) 県外からの出願者は、上記5に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。（隣接県の隣接学区内からの出願については、「入学志願者の取扱いに関する協定」に基づく）

① 「他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類」（県様式共通2号）

② 「保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類」  
市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

### (7) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記5に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。

① 「保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類」  
市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

## 8 自己申告書について

「県実施要綱」の「自己申告書の提出」の定め該当する者で、提出を希望する場合は、長期欠席等の理由などを県所定の用紙に記入する。

自己申告書は、本校校長あて「親展」とし、書留で郵送するか又は本校に直接持参する。この場合「自己申告書受領書」を交付する。なお、郵送の場合は志願者の住所、氏名を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

提出期間 平成31年2月22日（金）から2月25日（月）まで

郵送の場合、2月25日（月）の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

## 9 学力検査及び面接

### (1) 日 時

**平成31年3月7日（木）午前9時から午後5時30分まで**

**受付時間 午前8時～午前8時15分**

**（当日は昇降口から入り、午前8時15分までに、各教室に入ること）**

### (2) 日 程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10	15:30	17:30
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	休	面接	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)		

### (3) 会 場

**福島県立福島西高等学校**

### (4) 持参するもの

受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器、分度器機能が付いた定規、各辺の長さの比が印字された三角定規等は使用できない。）

※ 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まない。

※ 携帯電話等の通信機器は持ち込まない。

### (5) 配点等

① 全学科とも各教科の満点を50点とし、5教科の合計点を250点満点で実施する。

② 全学科とも集団面接を実施し、段階評価する。

## 10 合格者発表

(1) 平成31年3月14日（木）正午以降、本校で発表する。

（電話での問い合わせには応じない。）

(2) 合格者に対しては平成31年3月14日（木）の合格発表後、本校にて受験票と引き換えに合格通知書を交付する。

## 11 その他

(1) 「東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」は、福島県教育委員会のホームページより「県実施要綱」の82ページに従い出願すること。

(2) 選抜に係る提出書類の記載内容に、事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。